

第40期 定時株主総会 招集ご通知

日時

平成27年9月17日（木曜日）
午前10時00分

場所

茨城県つくば市竹園二丁目20番地3
つくば国際会議場 中ホール300
(裏表紙の地図ご参照)

目次

第40期定時株主総会招集ご通知	1
(添付書類)	
事業報告	2
連結計算書類	25
計算書類	34
監査報告書	43
株主総会参考書類	49
議案および参考事項	
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役10名選任の件	

株式会社ジョイフル本田

証券コード 3191

株 主 各 位

茨城県土浦市富士崎一丁目16番2号
株式会社ジョイフル本田
代表取締役社長 矢ヶ崎 健一郎

第40期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第40期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、折り返し平成27年9月16日(水曜日)午後6時45分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年9月17日(木曜日)午前10時00分
2. 場 所 茨城県つくば市竹園二丁目20番地3 つくば国際会議場 中ホール300
3. 目的事項
報告事項
 1. 第40期(平成26年6月21日から平成27年6月20日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第40期(平成26年6月21日から平成27年6月20日まで)計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役10名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎なお、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.joyfulhonda.com/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成26年6月21日から平成27年6月20日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、政府・日銀による経済政策および金融緩和に伴う円安の長期化と株高の急速な進行を背景として、大企業製造業を中心に業績の回復がみられたほか、失業率の低下や給与所得の持ち直しなど雇用・所得環境も改善の傾向にあり、景気は緩やかな回復基調が続いております。しかしながら、円安による輸入原材料の高騰や物価上昇に伴う可処分所得の低下もあり、個人消費に脆弱さが残るなど本格的な景気回復にはなお時間を要しており、また米国の金融政策および欧州の政府債務問題、中国の景気減速やその他新興国経済の停滞など景気下振れリスクを抱えていることなどから、今後の経済動向は依然として不透明な状況となっております。

当小売業界におきましても、円安を背景とした訪日外国人の急増や株高による資産効果などが、主に都市部における消費増につながるなど業況の一部に明るさがみられたものの、全体としては消費税増税等による生活必需品の値上がりが消費者マインドを冷え込ませており、楽観できない状況となっております。景気回復の実感は広がりや欠き、消費者の生活防衛意識と商品に対する選別・節約の姿勢は依然として根強く、業種・業態を超えた激しい販売・価格競争が続いております。

そのような中、当社グループは更なるお客様の利便性拡大を追求し、既存店舗の強化に取り組んでまいりました。平成26年7月に宇都宮店（栃木県河内郡上三川町）に車検センターを新設し車検事業を開始、前期（平成25年8月）に開業したタイヤセンターとともにお客様のカーライフを総合的にサポートする体制を確立しました。このほか、平成26年9月にガーデンセンター富里店（千葉県富里市）に温室棟を新築、また平成26年11月にはガーデンセンター八千代店（千葉県八千代市）に屋根付き売場を新設したほか、平成27年1月にはガーデンセンター荒川沖店（茨城県土浦市）とガーデンセンター宇都宮店の屋外売場にテント屋根を新設、さらに平成27年4月にはガーデンセンター新田店（群馬県太田市）とガーデンセンター千葉ニュータウン店（千葉県印西市）にも同じくテント屋根を新設するなど、ガーデンセンターを中心に悪天候時のお客様に配慮した売場環境の改善を進めました。また、平成26年11月にペットセンター市原店（千葉県市原市）の新店舗を建築、平成27年5月にエクステ

リアセンター市原店の新店舗を建築しそれぞれリニューアルオープンしたほか、平成27年6月にはホームセンター富里店の資材館を増築しました。このほかにも、平成26年7月に荒川沖店にコインランドリーを新設、平成26年8月にはニューポートひたちなか店（茨城県ひたちなか市）・富里店に飲食テナント棟を新設、また、平成26年12月には千代田店（群馬県邑楽郡千代田町）に新規テナント（衣料品専門店）を誘致し営業を開始しております。

以上のような取り組みを行ってまいりましたが、物価上昇など経済状況の変化による消費者マインドの低下に加え、前年の消費税増税時に発生した駆け込み需要の反動減もあり、当連結会計年度の売上高は、1,623億51百万円（前連結会計年度比8.2%減）、営業利益は67億88百万円（同比25.6%減）、経常利益は80億70百万円（同比23.7%減）、当期純利益は45億60百万円（同比28.9%減）となりました。

なお、当社グループの当連結会計年度のセグメント別業績は、以下のとおりとなっております。

ホームセンター事業

ホームセンター事業は、消費税増税や円安の進行による物価の上昇などを背景に消費者の節約意識が定着していることに加えて、前年の消費税増税時の駆け込み需要の反動減の影響もあり、生活雑貨部門や住宅資材・DIY部門、ガソリン・灯油部門、住宅インテリア部門、リフォーム部門などの部門において減収となりました。結果として、ホームセンター事業全体の売上高は、1,606億22百万円（前連結会計年度比8.2%減）となりました。

セグメント別の業績を部門別に示すと、次のとおりであります。

（主要商品部門別の状況）

①「住まい」に関する分野

（a）住宅資材・DIY

消費税増税に伴う駆け込み需要の反動減が長引き、全般に苦戦を強いられました。特に新築・リフォーム物件の減少による業者需要の低迷と雪害特需の鎮静化により、屋根材、構造材、仮設パイプ、建設金物や油性塗料、充填剤などの販売が不振に終わりました。結果として、売上高は、前連結会計年度に比べ19億6百万円減少し、199億92百万円（同比8.7%減）となりました。

(b) 住宅インテリア

駆け込み需要の反動減と節約志向の拡大により高額商品である厚地・遮光カーテンや家電製品が伸び悩みました。また、普及が進み商品単価が下落したLEDライトや、夏物商材のスタレ、ござなども販売額が落ち込みました。結果として、売上高は、前連結会計年度に比べ8億79百万円減少し、87億16百万円（同比9.2%減）となりました。

(c) ガーデンライフ

寄せ植えなどのギフト商品が堅調に推移したほか、個人向けの化粧砂利などのガーデン資材や野菜などの専用土は好調でした。しかし、天候に恵まれなかったこと、消費意欲の冷え込みおよび店舗の改装期間中の売場縮小による客数減少をカバーするには至りませんでした。結果として、売上高は、前連結会計年度に比べ2億28百万円減少し、88億77百万円（同比2.5%減）となりました。

(d) アグリライフ

前年2月の雪害の経験から除雪用品が販売を大幅に伸ばしましたが、その反面補修需要が鎮静化したハウス資材のほか水道用品は低調に推移しました。結果として、売上高は、前連結会計年度に比べ6億22百万円減少し、88億61百万円（同比6.6%減）となりました。

(e) エクステリア

物置については無料引取りによる買い替えや大型物置の拡販により販売が上向きましたが、高額商品の外壁塗装、外構工事では駆け込み需要の反動減が顕著に現れ、販売額が伸び悩みました。結果として、売上高は、前連結会計年度に比べ3億67百万円減少し、57億62百万円（同比6.0%減）となりました。

(f) リフォーム

政府のエコポイントに後押しされた内窓工事や白アリ駆除工事は好調に推移しましたが、駆け込み需要の反動減で伸び悩んだ主力の水廻り工事や売電価格の低減、買い取り制限の表面化などにより、市場の冷え込みが鮮明となった太陽光発電工事は低調でした。結果として、売上高は、前連結会計年度に比べ9億91百万円減少し、117億32百万円（同比7.8%減）となりました。

②「生活」に関する分野

(a) 生活雑貨

業種・業態を超えた販売・価格競争と消費税増税後の必要最小限のものだけを購入するという根強い節約志向により、日用消耗品、酒、飲料、日用雑貨、カー用品などの販売が低調に推移しました。結果として、売上高は、前連結会計年度に比べ38億95百万円減少し、566億28百万円（同比6.4%減）となりました。

(b) ガソリン・灯油

ガソリンは、低燃費車と小型車の普及により販売量が落ちたことに加え、下半期での価格下落により販売額は大きく落ち込みました。灯油においても原油価格の下落に伴い単価が下がり、販売量は前期を上回ったにもかかわらず、販売額は前期実績を大きく下回りました。結果として、売上高は、前連結会計年度に比べ49億59百万円減少し、202億71百万円（同比19.7%減）となりました。

(c) ペット

単価の向上した犬猫生体とスペースの拡大と内容充実を図ったトリミング等のサービス関連が大きな伸びを示しました。しかし、フードやペット用品類はペットの小型化や商品機能の充実により消費量そのものが減少し販売額は伸び悩みました。結果として、売上高は、前連結会計年度に比べ1億62百万円減少し、80億57百万円（同比2.0%減）となりました。

(d) アート・クラフト、ホームセンター周辺部門

趣味や嗜好品が主力の商品であるJOYFUL-2は、駆け込み需要の反動減と根強い節約志向の影響を大きく受けました。また、飲食事業では不採算部門のファーストフード店を3店舗期中に閉鎖しました。結果として、売上高は、前連結会計年度に比べ4億85百万円減少し、108億15百万円（同比4.3%減）となりました。

その他の事業

その他の事業では、スポーツクラブの運営等を行っております。レストラン収入が直営店3店舗のうち千葉店（千葉県印西市）を前期末で閉鎖したことなどにより落ち込みましたが、入会者の増加によりスクール会費収入が増えました。結果として、売上高は17億28百万円（前連結会計年度比0.0%増）となりました。

(2) 事業の部門別売上高

商品部門	平成26年6月期		平成27年6月期		
	売上高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	構成比 (%)	前連結会計 年度比 (%)
①住まい					
(a)住宅資材・DIY	21,898	12.4	19,992	12.3	91.3
(b)住宅インテリア	9,596	5.4	8,716	5.3	90.8
(c)ガーデンライフ	9,106	5.1	8,877	5.5	97.5
(d)アグリライフ	9,483	5.4	8,861	5.4	93.4
(e)エクステリア	6,129	3.5	5,762	3.5	94.0
(f)リフォーム	12,724	7.2	11,732	7.2	92.2
②生活					
(a)生活雑貨	60,524	34.2	56,628	34.9	93.6
(b)ガソリン・灯油	25,231	14.3	20,271	12.5	80.3
(c)ペット	8,220	4.6	8,057	5.0	98.0
(d)アート・クラフト、 ホームセンター周辺部門	11,300	6.4	10,815	6.7	95.7
(e)その他	839	0.5	905	0.6	107.9
ホームセンター事業 計	175,054	99.0	160,622	98.9	91.8
その他の事業	1,728	1.0	1,728	1.1	100.0
全事業計	176,782	100.0	162,351	100.0	91.8

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
2. 百万円未満の端数は切り捨てにより表示しております。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資総額は26億90百万円となりました。うち有形固定資産への投資額は25億45百万円であり、主なものは瑞穂店・千葉ニュータウン店等8店舗でLED照明設備の導入8億3百万円、ガーデンセンター施設の改修等3億80百万円、ペットセンター市原店の新設2億45百万円、ニューポートひたちなか店飲食テナントの新設66百万円、ホームセンター富里店資材館の増築52百万円、エクステリアセンター市原店の新設および展示場の改修46百万円、荒川沖店にコインランドリーの新設19百万円等、店舗設備の更新等によるものであります。また、無形固定資産への投資額は1億44百万円であり、主なものは店舗現金管理システムの更新等であります。なお、これらの所要資金は、自己資金で賄っております。

(4) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

今後の当社グループを取り巻く経営環境は厳しさを増し、異業種を含めた企業間競争や価格競争はますます進むものと予想され、その結果消費者に支持される企業だけが生き残っていく構図が予測されます。

こうした環境の下、当社グループの重要課題は、

1. 新規事業・新規出店による更なる事業拡大
2. 顧客に支持される店づくり・売場づくりの強化
3. 人材の確保・育成による企業競争力の増強

であると認識しております。

第1の課題である「新規事業・新規出店による更なる事業拡大」においては、当社グループは地域社会に役立つモノとサービスを生み出すことで、既存店の継続的な黒字による業績向上を目指しております。そして更なる事業拡大のためには、新規事業による既存店の活性化および新規出店による出店地域の拡大も不可欠と考えております。当社グループの独自性を理解していただくため、地域を選んで大規模店舗を出店し、長期にわたり顧客の支持を得ることができる店舗を丁寧に運営してまいります。新規事業については、手間と人手をかけ顧客のストアロイヤリティを更に高められるような事業を付加し、更なる事業拡大を図ってまいります。現在進行中の出店計画につきましては、できるだけ早い時期に実現できるよう取り組んでまいります。

第2の課題である「顧客に支持される店づくり・売場づくり」においては、当社グループの企業理念である「顧客の喜びが私達（企業）の喜びである」をモットーに、用途・機能を高めた深い品揃えと圧倒的な商品ボリュームを追求してまいりました。今後は、この方針をより深化させ、商品に関わる知識・技術や情報提供できる接客対応力を向上させ、プロ需要にも応えられる品揃えを強化し、新たな需要を喚起できる売場づくりを徹底してまいります。

第3の課題である「人材の確保・育成」は、当社グループを発展させ、更に他社に先がけた魅力ある店づくり、売場づくりを実現していくための永続的な課題であると認識しております。社員教育を徹底することにより、人材面で他社との差別化を図り、多くの「小売業のプロ」を育て、働く人が会社目標を共有化できる、やりがいの持てる企業風土を醸成いたします。

また、当社グループの各分野における次世代のリーダーを育成し、将来の持続的発展を担える人材の確保と適材適所の配置が、今後の事業拡大に対応するためにも必須であると考えており、「行動する人材（店長）が行動する企業（店）をつくる」を目標に、継続的な人材教育・育成に取り組んでまいります。

以上3つの課題に注力してまいります。当社グループの全役職員が企業の社会的使命を強く意識し、コーポレート・ガバナンスの強化とコンプライアンスの更なる充実を通じて企業価値を高め、安定した成長を着実に実現してまいります。

(6) 財産および損益の状況の推移

①企業集団の財産および損益の状況

区 分	平成24年度 第 37 期	平成25年度 第 38 期	平成26年度 第 39 期	平成27年度 第 40 期 当連結会計年度
売上高 (百万円)	181,727	176,833	176,782	162,351
経常利益 (百万円)	12,563	11,533	10,582	8,070
当期純利益 (百万円)	6,563	6,920	6,412	4,560
1株当たり当期純利益 (円)	255.04	268.89	249.06	(注3) 88.36
総資産 (百万円)	168,033	172,619	177,270	180,541
純資産 (百万円)	133,634	140,331	146,198	150,082

- (注) 1. 百万円未満の端数は切り捨てにより表示しております。ただし、1株当たり当期純利益については、銭単位未満を四捨五入して表示しております。
2. 当社では、第39期より連結計算書類を作成しておりますので、第38期以前については連結財務諸表の金額を記載しております。
3. 当社は、平成27年6月21日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

②当社の財産および損益の状況

区 分	平成24年度 第 37 期	平成25年度 第 38 期	平成26年度 第 39 期	平成27年度 第 40 期 当 期
売 上 高 (百 万 円)	157,243	151,952	151,132	138,181
経 常 利 益 (百 万 円)	10,767	9,875	9,007	7,039
当 期 純 利 益 (百 万 円)	48,653	5,869	5,419	3,922
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	1,885.34	227.46	210.49	(注3) 76.00
総 資 産 (百 万 円)	156,501	161,016	164,335	167,763
純 資 産 (百 万 円)	127,432	133,076	138,016	141,081

- (注) 1. 百万円未満の端数は切り捨てにより表示しております。ただし、1株当たり当期純利益については、銭単位未満を四捨五入して表示しております。
2. 第37期は子会社でホームセンター事業を営む旧株式会社ジョイフル本田を合併したことにより、抱合せ株式消滅差益が43,122百万円発生し、当期純利益が増大しております。
3. 当社は、平成27年6月21日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(7) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

(平成27年6月20日現在)

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
株 式 会 社 ス マ イ ル 本 田	30百万円	100%	リフォーム事業
株 式 会 社 ホ ン ダ 産 業	50百万円	100%	アート・クラフト事業、ホームセンター周辺事業
株式会社ジョイフルアスレティッククラブ	50百万円	100%	スポーツクラブの経営

(8) 主要な事業内容

(平成27年6月20日現在)

当社グループは、当社、連結子会社、非連結子会社および関連会社の計6社で構成され、主に家庭用品、資材・DIY関連、エクステリア、ペット、ガーデニング関連の商品を提供する専門店として、一般消費者からプロ顧客まで幅広く対応した、豊富な品揃えとロープライスを実践するホームセンター事業を営んでおります。

(9) 主要な拠点

(平成27年6月20日現在)

名 称	所 在 地
本社	茨城県土浦市
小川倉庫・商品開発室	茨城県小美玉市
荒川沖店エリア	茨城県土浦市
八千代店エリア	千葉県八千代市
古河店エリア	茨城県古河市
幸手店エリア	埼玉県幸手市
市原店エリア	千葉県市原市
君津店エリア	千葉県君津市
千葉店エリア	千葉県千葉市稲毛区
守谷店エリア	茨城県守谷市
富里店エリア	千葉県富里市
ニューポートひたちなか店エリア	茨城県ひたちなか市
新田店エリア	群馬県太田市
千葉ニュータウン店エリア	千葉県印西市
宇都宮店エリア	栃木県河内郡上三川町
瑞穂店エリア	東京都西多摩郡瑞穂町
千代田店エリア	群馬県邑楽郡千代田町

(10) 従業員の状況

(平成27年6月20日現在)

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	1,732名	31名増	36.7歳	11.5年
女 性	635名	15名増	26.6歳	6.1年
合計または平均	2,367名	46名増	33.7歳	9.5年

- (注) 1. 従業員数は正社員であり、他社への出向者および臨時雇用者数は含んでおりません。
2. 臨時従業員数（準社員、パートタイマー、嘱託、アルバイト）の年間平均人数は3,113名（月200時間換算）であります。

(11) 主要な借入先

(平成27年6月20日現在)

借 入 先	借入金残高
株 式 会 社 常 陽 銀 行	307百万円
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	100百万円
株 式 会 社 筑 波 銀 行	68百万円

2. 会社の株式に関する事項

(平成27年6月20日現在)

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 100,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 25,806,440株 |
| (3) 株 主 数 | 2,874名 |

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
丸の内キャピタル第一号投資事業有限責任組合	8,109千株	31.42%
株式会社常陽銀行	971	3.76
本田 理	758	2.94
本田 勇	550	2.13
野村信託銀行株式会社（信託口2052148）	550	2.13
みずほ信託銀行株式会社有価証券管理信託0700040	500	1.93
野村信託銀行株式会社（信託口2052146）	500	1.93
本田 守	400	1.55
CREDIT SUISSE SECURITIES (EUROPE) LIMITED PB OMNIBUS CLIENT ACCOUNT	387	1.49
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	356	1.38

(5) その他の株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

(平成27年6月20日現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
矢ヶ崎 健一郎	代表取締役社長	株式会社ジョイフルエーカー 取締役
小 高 偉 男	専務取締役 (営業本部長)	株式会社ジョイフル車検・タイヤセンター 代表取締役社長
根 本 一 男	常務取締役 (開発本部長)	
矢 口 幸 夫	常務取締役 (管理本部長兼総務部長)	
五 頭 浩 一	常務取締役 (商品本部長)	
中 澤 正 美	取締役 (ホームセンター事業部長)	
吉 原 悟 郎	取締役 (経理部長)	株式会社ジョイフル車検・タイヤセンター 取締役
山 川 征 夫	取締役 (コンプライアンス担当)	株式会社小野測器 社外監査役
松 山 茂	取締役 相談 役	
長谷川 博 紀	取締役 相談 役	
本 田 理	取 締 役	株式会社ホンダ産業 代表取締役社長
千 田 剛 司	取 締 役 (社 外 取 締 役)	丸の内キャピタル株式会社 代表取締役社長
玉 川 洋 一	取 締 役 (社 外 取 締 役)	丸の内キャピタル株式会社 執行役員
鶴 岡 義 宣	常 勤 監 査 役	
福 島 良 一	常 勤 監 査 役	
秋 山 正 明	監 査 役 (社 外 監 査 役)	三菱化工機株式会社 社外監査役 ユナイテッド・アーバン投資法人 監督役員
小 林 保 弘	監 査 役 (社 外 監 査 役)	小林公認会計士事務所 代表 国立研究開発法人国立環境研究所 監事
広 瀬 史 乃	監 査 役 (社 外 監 査 役)	阿部・井窪・片山法律事務所所属 弁護士

- (注) 1. 監査役の秋山正明氏は主要な取引先の業務執行者等に該当せず、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立した社外監査役であると考えており、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
2. 監査役の秋山正明、小林保弘の両氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する専門的知見を有するものであります。
3. 監査役の広瀬史乃氏は弁護士として企業法務およびコンプライアンス問題に精通しており、法律問題に関する専門的知見を有するものであります。
4. 監査役の住田昌弘氏は平成26年9月18日開催の第39期定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。
5. 当社は執行役員制度を導入しており、その地位・氏名・担当は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	稲 葉 隆	エクステリアセンター事業部、ペットセンター事業部、ガーデンセンター事業部兼業務提携担当
執 行 役 員	平 山 育 夫	商品部長兼商品開発室長
執 行 役 員	山 本 直 樹	ホームセンター瑞穂店店長
執 行 役 員	青 木 良 仁	開発部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役および社外監査役との間に損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、300万円と法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額となります。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額	摘 要
取 締 役 (うち社外取締役)	11名 (ー)	177百万円 (ー)	
監 査 役 (うち社外監査役)	6名 (4名)	29百万円 (12百万円)	
合 計	17名	207百万円	

- (注) 1. 期末現在の人員数は取締役13名、監査役5名であります。
2. 期末現在の取締役13名には、無報酬の社外取締役2名を含みます。
3. 監査役の支給人員には、期中に退任した1名を含みます。
4. 平成23年9月20日開催の定時株主総会において取締役の報酬限度額を年額5億円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、監査役の報酬限度額を年額5千万円以内と決議いただいております。

(4) 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

役員の確定報酬額は、固定報酬および業績に応じた報酬とした役員報酬規程に基づいて算定しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
千田 剛司	丸の内キャピタル株式会社 代表取締役社長	同社は当社との資本業務提携関係にあり、企業価値向上の支援を行っております。
玉川 洋一	丸の内キャピタル株式会社 執行役員	同社は当社との資本業務提携関係にあり、企業価値向上の支援を行っております。
秋山 正明	三菱化工機株式会社 社外監査役 ユナイテッド・アーバン投資法人 監督役員	重要な取引関係はありません。
小林 保弘	小林公認会計士事務所 代表 国立研究開発法人国立環境研究所 監事	重要な取引関係はありません。
広瀬 史乃	阿部・井窪・片山法律事務所所属 弁護士	重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

(a) 取締役会と監査役会への出席状況および発言状況

千田 剛司	当事業年度開催した取締役会14回の全てに出席し、金融分野での豊富な経験を基に必要な発言を適宜行っております。
玉川 洋一	当事業年度開催した取締役会14回の全てに出席し、総合商社での豊富な経験を基に必要な発言を適宜行っております。
秋山 正明	当事業年度開催した取締役会14回の全てに出席し、また、当事業年度開催した監査役会16回の全てに出席し、公認会計士としての専門的な知識・経験に基づき必要な発言を行っております。
小林 保弘	当事業年度開催した取締役会14回の全てに出席し、また、当事業年度開催した監査役会16回のうち13回に出席し、公認会計士としての専門的な知識・経験に基づき必要な発言を行っております。
広瀬 史乃	社外監査役就任後開催した取締役会10回の全てに出席し、また、社外監査役就任後開催した監査役会11回の全てに出席し、弁護士としての専門的な知識・経験に基づき必要な発言を行っております。

- (b) 社外役員の意見により変更された事業方針
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| ①当社が支払うべき報酬等の額 | 45百万円 |
| ②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 45百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的に区分もできないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、子会社の内部管理体制についての助言業務に対価を支払っております。その額は上記の額に含めております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当するときは、必要に応じ、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人の解任を決定いたします。

また、会計監査人による監査の実施状況や、当該会計監査人に生じた事由等から、当社の会計監査人であることにつき当社にとって支障があると判断されるときは、監査役会は、その解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」について取締役会の決議により基本方針を定めております。概要は次のとおりです。

(1) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 「コンプライアンス規程」等の社内規程を制定し、取締役および使用人はこれを遵守する。
- ② 各組織から独立した内部監査室を設置し、監査役および会計監査人と連携のうえ、内部監査を通じて職務の執行における適法性・妥当性を検証するとともに、リスク要因の指摘、指導ならびに改善を図る。
- ③ 事業活動における法令・社内規程等の遵守を確保し、また改善するためコンプライアンス委員会を設置する。

(2) 当社の取締役および使用人の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役および使用人の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存および管理を行う。
- ② 保存期間内は、取締役または監査役からの閲覧要請等があった場合、速やかに閲覧可能な状態を維持する。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理規程」等の社内規程を制定し、取締役および使用人はこれを遵守する。
- ② 実際にリスクが具現化し重大な損害の発生が予測される場合、新たなリスクが生じた場合には、取締役会において速やかに対処方法を明確にし、必要に応じて全社に指示・伝達する。
- ③ 事業活動において重大な影響を及ぼすリスクを管理し、具体的対応策を講じるため、リスク管理委員会を設置する。

(4) 当社の取締役および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会を原則毎月1回以上開催するほか、必要に応じて適宜開催するものとし、経営方針および業務執行上の重要事項を決議するとともに、取締役の職務の執行状況の監督を行う。また、本部長会議を原則月2回開催するものとし、決裁権限基準表に定められた事項および取締役会に上程する議案を審議し、決定するとともに、経営上の重要事項を議論し、立案する。
- ② 「取締役会規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」により業務分掌、職務権限を明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保するとともに、監査役ならびに内部監査室が連携のうえ有効性の検証を行う。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、「関係会社管理規程」等の社内規程を制定し、当社グループ各社における、業務の適正および効率性を確保するための制度を整備する。
- ② 当社内部監査室は、当社グループ各社に対する監査を実施し、検証および助言等を行う。
- ③ 当社のコンプライアンス委員会ならびにリスク管理委員会に子会社も出席させ、当社グループとして、法令・社内規程等の遵守を確保し、迅速なリスク対応を図る。

(6) 当社子会社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに、重要事項についての事前協議を行う。

(7) 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 子会社において定めるリスク管理規程に基づき、子会社において、不正の行為または法令、定款もしくは社内規程に違反する重大な事実、その他リスク管理上懸念のある事実が発見された場合、子会社は、当社リスク管理委員会に報告しなければならない。
- ② 当社リスク管理委員会が、子会社から報告を受けた場合、直ちに事実関係を調査し、取締役会にこれを報告する。
- ③ 子会社代表取締役は、事業活動における各種のリスクを管理し、実際リスクが具現化した際の迅速な対応を行うため、当社リスク管理委員会に出席する。

(8) 当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社子会社は、「取締役会規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」に従った業務執行を行うことで、経営の効率化を図るとともに、当社子会社管理担当部署（以下、「総務部」という。）ならびに当社内部監査室が連携のうえ、業務執行の効率性の検証を行う。

(9) 当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社子会社は、「コンプライアンス規程」等の社内規程を制定し、取締役および使用人はこれを遵守する。
- ② 当社子会社は、内部監査部門を設置し、子会社の監査役と連携のうえ、内部監査を通じて職務の執行における適法性・妥当性を検証するとともに、リスク要因の指摘、指導ならびに改善を図る。
- ③ 子会社代表取締役は、事業活動における法令・社内規程等の遵守を確保し、また改善するため当社コンプライアンス委員会に出席する。

(10) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

当社は、監査役が求めた場合、監査役の職務を補助すべき使用人を1名以上置くことができる。

(11) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助すべき使用人を設置する場合、当該使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命・解雇・異動等の人事権に関する事項については、事前に監査役会の同意を得ることとする。

(12) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 取締役および使用人は、監査役の職務を補助すべき使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
- ② 監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じて、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができる。

- (13) 当社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役および使用人は、当社に著しい損害の恐れのある事実、またはこれらの会社において法令・定款等に違反する行為を知った場合は、直ちに監査役に報告する。
 - ② 監査役は、その職務の遂行のために必要と判断したときは、取締役および使用人に報告を求めることができる。
- (14) 当社子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
- ① 子会社の取締役および使用人は、法令および規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について速やかに子会社の監査役に報告するとともに、総務部を経由し、当社監査役に報告する。
 - ② 当社は、内部通報制度の適用対象に子会社を含め、子会社における法令、定款または社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題にかかる通報について、コンプライアンス室を経由し、監査役への適切な報告体制を確保する。
- (15) 当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 内部通報制度の窓口に通報があった場合、コンプライアンス室は、当社の監査役に対して、速やかに通報者の特定される事項を除き、事案の内容を報告する。
 - ② 通報者の異動、人事評価および懲戒等において、通報の事実を考慮することを禁止し、その旨を当社および子会社の取締役および使用人に周知徹底する。
- (16) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役職務の執行に必要な場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(17) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役および使用人は、監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するように努める。
- ② 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
- ③ 監査役は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。
- ④ 監査役は、原則毎月1回、監査役会およびグループ各社の監査役の出席を得て監査役連絡会をそれぞれ開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換および協議を行う。また、内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図るとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

(18) 反社会的勢力の排除に向けた体制

反社会的勢力を断固として排除する姿勢を明確にし、すべての取締役、監査役、執行役員および使用人に反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係をもたないこと、および反社会的勢力を利用しないことを徹底する。

基本方針の運用状況の概要

当社における内部統制の運用状況は、次のとおりであります。

当社は、コンプライアンス委員会を設置し、同委員会を通じて、コンプライアンス、リスク管理を含めた内部統制に関する事項を一元的に管理運営してまいりました。また、コンプライアンスに対する意識と知識の向上を目的とし、各事業所および子会社にコンプライアンス担当を設置し、法令に関する勉強会を実施しました。そのほか、他社で発生した事例やマスコミ等で話題となった事例を各事業所に定期的に配信するなど、当社グループ内で同様な違反事例が発生しないようグループ全体として、内部統制の強化を図っております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の支配に関する基本方針については特に定めておりません。また、いわゆる買収防衛策につきましても定めたものではありません。今後、法制度の整備や企業経済をめぐる社会動向も見極めつつ、慎重に検討を行ってまいります。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置付け、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保金を確保しつつ、経営成績に応じた株主への安定した利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

この基本方針に従って、連結配当性向30%を目途として、継続的かつ安定的な配当水準の向上に努めてまいります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、継続的な安定配当の基本方針のもと、1株当たり60円を予定しております。内部留保の資金使途につきましては、財務体質の強化に努めながら、積極的な事業展開と経営環境の急激な変化に備えるとともに、新たな成長に繋げる投資にも充当する予定であります。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としており、決定機関は株主総会であります。なお、当社は12月20日を基準日として、中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款で定めております。

また、次期配当は、1株当たり31円を予定しております。なお、平成27年6月21日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

連結貸借対照表

(平成27年6月20日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	103,488	流動負債	19,703
現金及び預金	80,278	買掛金	10,102
売掛金	2,280	短期借入金	100
たな卸資産	19,355	1年内返済予定の長期借入金	301
その他の貸倒引当金	1,575	未払法人税等	1,292
	△1	賞与引当金	213
固定資産	77,052	役員賞与引当金	43
有形固定資産	67,367	その他	7,650
建物及び構築物	74,916	固定負債	10,755
機械装置及び運搬具	1,607	長期借入金	74
土地	33,128	退職給付に係る負債	2,181
その他の無形固定資産	5,128	資産除去債務	3,602
減価償却累計額	△47,413	長期預り保証金	4,258
有形固定資産	1,848	その他	637
投資その他の資産	7,836	負債合計	30,458
投資有価証券	1,200	(純資産の部)	
関係会社株式	865	株主資本	149,944
繰延税金資産	2,534	資本剰余金	12,000
その他の貸倒引当金	3,240	資本剰余金	12,503
	△3	利益剰余金	125,441
		自己株式	△0
		その他の包括利益累計額	137
		その他有価証券評価差額金	141
		繰延ヘッジ損益	△0
		退職給付に係る調整累計額	△3
資産合計	180,541	純資産合計	150,082
		負債・純資産合計	180,541

(注) 百万円未満の端数は切り捨てにより表示しております。

連結損益計算書

(平成26年6月21日から平成27年6月20日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上	高価		162,351
売上	原価		122,118
営業	総収入		40,232
不動産	賃貸	3,805	
不サ保	料等	683	
営業	手数料	21	4,510
販売	総		44,742
営業	一般		37,954
営業	管理		6,788
受	取	41	
受	配	10	
持	る	92	
受	投資	388	
技	指	192	
そ	の	603	1,328
営業	外		
支	利	6	
支	数	28	
そ	の	11	46
経	常		8,070
特	別		
特	利		
特	却	0	0
特	損	267	
固	除	33	
固	却	6	
減	損	19	328
そ	の		
税	調		
法	整		
人	前		
税	当		
法	期	2,976	7,743
人	純		
税	業		
法	税	205	3,182
少	額		
数	整		
株	前		
主	当		
損	期		
益	純		4,560
調	利		
整	益		4,560
前			
当			
期			
純			
利			
益			

(注) 百万円未満の端数は切り捨てにより表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成26年6月21日から平成27年6月20日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	12,000	12,503	121,837	△0	146,340
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	333	—	333
会計方針の変更を反映した当期首残高	12,000	12,503	122,170	△0	146,674
当 期 変 動 額					
剰余金の配当	—	—	△1,290	—	△1,290
当期純利益	—	—	4,560	—	4,560
自己株式の処分	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	3,270	—	3,270
当 期 末 残 高	12,000	12,503	125,441	△0	149,944

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	43	△0	△184	△142	146,198
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	333
会計方針の変更を反映した当期首残高	43	△0	△184	△142	146,532
当 期 変 動 額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△1,290
当期純利益	—	—	—	—	4,560
自己株式の処分	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	98	0	181	279	279
当期変動額合計	98	0	181	279	3,550
当 期 末 残 高	141	△0	△3	137	150,082

(注) 百万円未満の端数は切り捨てにより表示しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数および名称

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称 (株)スマイル本田、(株)ホンダ産業、(株)ジョイフルアスレティッククラブ

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の数 1社

非連結子会社の名称 (株)ジョイフル車検・タイヤセンター

(連結の範囲から除いた理由)

(株)ジョイフル車検・タイヤセンターは、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数および名称

持分法を適用した関連会社の数 1社

会社等の名称 (株)ジョイフルエーケー

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

会社等の名称 (株)ジョイフル車検・タイヤセンター

(持分法を適用していない理由)

(株)ジョイフル車検・タイヤセンターは、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブ
時価法によっております。

③ たな卸資産
商品

主として売価還元法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。

ただし、倉庫在庫は総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

・ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・ 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度における発生額を、発生の翌連結会計年度において一括で費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。

・ 小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法によっております。

② 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

③ のれんの償却方法および償却期間

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成22年12月26日)適用前に発生した負ののれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

会計方針の変更に関する注記

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)および「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を割引率の決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から、退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付債務に係る負債が516百万円減少し、利益剰余金が333百万円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産および担保付債務

宝くじの取扱いのために、定期預金38百万円を担保として供しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類および総数

普通株式 25,806,440株

2. 当連結会計年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式 80株

(注) 当社は平成27年6月21日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記注記に記載している事項は、株式分割前の株式数を基準としております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年9月18日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	1,290	50	平成26年6月20日	平成26年9月19日

(注) 配当金の総額には、連結子会社の所有する当社株式への配当が0百万円含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成27年9月17日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年9月17日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	1,548	60	平成27年6月20日	平成27年9月18日

(注) 配当金の総額には、連結子会社の所有する当社株式への配当が0百万円含まれております。

4. 当連結会計年度末における当該株式会社が発行している新株予約権の目的となる当該株式会社の株式の数該当事項はありません。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する注記

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定しております。また、資金調達には主に自己資金によっております。デリバティブは、地震発生時の損失補填のために利用し、投機的な取引は行っていません。売掛金に関わる顧客の信用リスクは内規に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式および債券であり、上場株式については定期的に時価の把握を行っております。営業債務である買掛金はそのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する注記

平成27年6月20日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	80,278	80,278	—
(2) 投資有価証券			
満期保有目的債券	100	101	1
その他有価証券	1,029	1,029	—
(3) 買掛金	(10,102)	(10,102)	—

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格に、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難な金融商品

非上場株式（連結貸借対照表計上額71百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「その他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式（連結貸借対照表計上額865百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

地震デリバティブ取引の契約額等は500百万円（契約最大授受額）であります。時価については公正な評価額を算定することが極めて困難と認められるため、時価評価は行っておりません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 2,907円85銭

1株当たり当期純利益 88円36銭

(注) 1. 当社は、平成27年6月21日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 「会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。

この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額が、6円46銭増加しております。1株当たり当期純利益への影響は軽微であります。

重要な後発事象に関する注記

当社は、平成27年5月7日開催の取締役会の決議に基づき、以下のとおり株式分割を実施しております。

1. 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成27年6月20日（土曜日）（当日は株主名簿管理人の休業日につき実質的には平成27年6月19日（金曜日））を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1株につき2株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

①株式分割前の発行済株式総数（自己株式を含む） 25,806,440株

②今回の分割により増加する株式数（自己株式を含む） 25,806,440株

③株式分割後の発行済株式総数（自己株式を含む） 51,612,880株

④株式分割後の発行可能株式総数 200,000,000株

(3) 効力発生日

平成27年6月21日（日曜日）

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報につきましては、「連結注記表 1株当たり情報に関する注記」をご参照ください。

貸借対照表

(平成27年6月20日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	89,327	流動負債	15,547
現金及び預金	71,704	買掛金	8,501
売掛金	1,845	短期借入金	100
商品	14,577	1年内返済予定の長期借入金	241
材料及び貯蔵品	37	リース負債	100
前払費用	200	未払金	3,110
繰延税金資産	403	未払法人税等	375
その他の貸倒引当金	560	預り金	1,186
固定資産	△0	前受収益	463
有形固定資産	78,435	賞与引当金	131
建物	65,422	役員賞与引当金	176
構築物	63,112	その他の固定負債	35
機械及び装置	8,696	長期借入金	11,134
車両運搬具	1,516	リース負債	39
工具、器具及び備品	15	長期預り保証金	182
土地	2,748	退職給付引当金	5,311
リース資産	32,722	資産除去債務	1,903
建設仮勘定	83	その他の負債	3,569
減価償却累計額	△43,835	負債合計	26,682
無形固定資産	1,637	(純資産の部)	
借地権	966	株主資本	140,939
ソフトウェア	522	資本剰余金	12,000
その他の資産	148	資本準備金	12,215
投資有価証券	11,375	利益剰余金	12,215
関係会社株式	1,194	利益準備金	116,724
出資	4,630	利益剰余金	20
繰延税金資産	16	その他利益剰余金	116,704
その他の貸倒引当金	2,321	別途積立金	111,330
	3,216	繰越利益剰余金	5,374
	△3	評価・換算差額等	141
		その他有価証券評価差額金	141
資産合計	167,763	純資産合計	141,081
		負債・純資産合計	167,763

(注) 百万円未満の端数は切り捨ててにより表示しております。

損 益 計 算 書

(平成26年6月21日から平成27年6月20日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上		138,181
売上		105,292
営業利益		32,889
不動産営業	5,192	
不サ保	683	
営	21	5,897
販売費		38,786
営業		32,709
営業		6,076
受取	39	
受取	100	
受取	278	
受取	156	
受取	72	
受取	90	
営業	262	1,001
支払	5	
支払	28	
支払	5	38
特別		7,039
特	0	0
特	204	
特	32	
減	6	
そ	20	264
税法	2,676	6,775
法人	175	2,852
当期		3,922

(注) 百万円未満の端数は切り捨てにより表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成26年6月21日から平成27年6月20日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	
				別途積立金	繰越利益剰余金
当 期 首 残 高	12,000	12,215	20	107,330	6,408
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	333
会計方針の変更を反映した当期首残高	12,000	12,215	20	107,330	6,741
当 期 変 動 額					
別途積立金の積立	—	—	—	4,000	△4,000
剰余金の配当	—	—	—	—	△1,290
当 期 純 利 益	—	—	—	—	3,922
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	4,000	△1,367
当 期 末 残 高	12,000	12,215	20	111,330	5,374

(注) 百万円未満の端数は切り捨てにより表示しております。

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 産 合 計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	
	利益剰余金合計			
当 期 首 残 高	113,758	137,973	42	138,016
会計方針の変更による累積的影響	333	333	—	333
会計方針の変更を 反映した当期首残高	114,091	138,307	42	138,350
当 期 変 動 額				
別途積立金の積立	—	—	—	—
剰 余 金 の 配 当	△1,290	△1,290	—	△1,290
当 期 純 利 益	3,922	3,922	—	3,922
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	98	98
当 期 変 動 額 合 計	2,632	2,632	98	2,730
当 期 末 残 高	116,724	140,939	141	141,081

(注) 百万円未満の端数は切り捨てにより表示しております。

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブ

時価法によっております。

(3) たな卸資産

商品

主として売価還元法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。ただし、倉庫在庫は総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金および退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度における発生額を、発生の翌事業年度において一括で費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更に関する注記

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)および「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を割引率の決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から、退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が516百万円減少し、利益剰余金が333百万円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益および税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権	144百万円
長期金銭債権	62百万円
短期金銭債務	167百万円
長期金銭債務	2,078百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	599百万円
不動産賃貸収入	2,706百万円
サービス料等収入	0百万円
仕入高	71百万円
販売費及び一般管理費	1,392百万円
営業取引以外の取引高	260百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

該当事項はありません。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、資産除去債務、減価償却費、退職給付引当金、役員退職慰労金、未払事業税、賞与引当金等であります。

関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注)	科目	期末残高
子会社	㈱ホンダ 産業	所有 直接100%	不動産の賃貸	不動産の賃貸	1,725	預り保証金	1,675

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。
2. 不動産の賃貸料については、市場価格に基づき交渉の上決定しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 2,733円45銭

1 株当たり当期純利益 76円00銭

- (注) 1. 当社は、平成27年6月21日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 「会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。
- この結果、当事業年度の1株当たり純資産額が、6円46銭増加しております。1株当たり当期純利益への影響は軽微であります。

重要な後発事象に関する注記

当社は、平成27年5月7日開催の取締役会の決議に基づき、以下のとおり株式分割を実施しております。

1. 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成27年6月20日（土曜日）（当日は株主名簿管理人の休業日につき実質的には平成27年6月19日（金曜日））を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1株につき2株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

①株式分割前の発行済株式総数	25,806,440株
②今回の分割により増加する株式数	25,806,440株
③株式分割後の発行済株式総数	51,612,880株
④株式分割後の発行可能株式総数	200,000,000株

(3) 効力発生日

平成27年6月21日（日曜日）

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報につきましては、「個別注記表 1株当たり情報に関する注記」をご参照ください。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年8月12日

株式会社ジョイフル本田
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 真一郎 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 栗野 正成 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジョイフル本田の平成26年6月21日から平成27年6月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジョイフル本田及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成27年8月12日

株式会社ジョイフル本田
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 真一郎 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 栗野 正成 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジョイフル本田の平成26年6月21日から平成27年6月20日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、平成26年6月21日から平成27年6月20日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年8月17日

株式会社ジョイフル本田 監査役会

常勤監査役 鶴岡 義宣 ㊟

常勤監査役 福島 良一 ㊟

社外監査役 秋山 正明 ㊟

社外監査役 小林 保弘 ㊟

社外監査役 広瀬 史乃 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への配当の充実を図りながら、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。このような基本方針に基づき、当期業績の傾向および今後の事業環境を考慮し、以下のとおり期末配当および剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金60円 総額1,548,386,400円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年9月18日

2. 剰余金の処分に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目およびその額
別途積立金 3,000,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目およびその額
繰越利益剰余金 3,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

今後の事業の展開に備えて、現行定款第2条（目的）について事業目的を追加するものであります。

また、今般、会社法第427条の改正により、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第29条（社外取締役との責任限定契約）および第38条（社外監査役との責任限定契約）の一部を変更するものであります。なお、現行定款第29条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～ 4 2.（条文省略） （新 設）</p> <p>4 3.（条文省略）</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～ 4 2.（現行どおり）</p> <p>4 3. <u>自動車及びその部品、関連資材の販売、賃貸、修理。</u></p> <p>4 4.（現行どおり）</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第29条（社外取締役との責任限定契約） 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額と法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第29条（取締役との責任限定契約） 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額と法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第38条（社外監査役との責任限定契約） 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額と法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第38条（監査役との責任限定契約） 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額と法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

第3号議案 取締役10名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役全員（13名）が任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	やがさき けんいちろう 矢ヶ崎 健一郎 (昭和31年2月10日生)	昭和55年4月 三菱商事株式会社入社 平成22年4月 同社 総務部担当部長 平成23年4月 当社入社（顧問） 平成23年9月 当社 代表取締役社長（現任） 平成26年5月 株式会社ジョイフルエーカー 取締役（現任）	5,000株
2	やぐち ゆきお 矢口 幸夫 (昭和27年7月19日生)	平成元年3月 当社入社 平成22年9月 ㈱ジョイフル本田 取締役総務部長 平成23年6月 当社 取締役総務部長 平成24年9月 当社 常務取締役（現任） 平成25年9月 当社 管理本部長兼総務部長（現任）	90,100株
3	ごとう こういち 五頭 浩一 (昭和35年2月28日生)	昭和57年3月 当社入社 平成16年8月 ㈱ジョイフル本田 取締役ホームセンター事業部長 平成23年6月 当社 取締役 平成24年6月 当社 商品本部長（現任） 平成25年9月 当社 常務取締役（現任）	90,000株
4	なかざわ まさみ 中澤 正美 (昭和35年7月17日生)	昭和59年3月 当社入社 平成19年8月 ㈱ジョイフル本田 取締役 平成23年6月 当社 取締役（現任） 当社 商品本部ソフトライン部長兼業務提携担当 平成24年6月 当社 エクステリアセンター事業部、ペットセンター事業部、ガーデンセンター事業部兼業務提携担当 平成25年9月 当社 ホームセンター事業部長（現任）	90,000株
5	よしはら ごろう 吉原 悟郎 (昭和30年5月12日生)	昭和53年4月 株式会社常陽銀行入行 平成22年6月 同行 法人事業部参事役 平成23年4月 ㈱ジョイフル本田 出向 経理部長 平成23年9月 当社 取締役経理部長（現任） 平成25年1月 御厩自動車株式会社（現㈱ジョイフル車検・タイヤセンター）取締役（現任）	2,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
6	やまかわ ゆきお 山川 征夫 (昭和19年4月22日生)	昭和44年4月 株式会社三菱銀行（現㈱三菱東京UFJ銀行）入行 平成9年6月 株式会社東京三菱銀行（現㈱三菱東京UFJ銀行）取締役 平成10年6月 ダイヤモンド信用保証株式会社 取締役社長 平成14年6月 株式会社整理回収機構 取締役副社長 平成20年6月 西武鉄道株式会社 代表取締役副社長 平成22年3月 株式会社小野測器 監査役（現任） 平成22年6月 株式会社百五銀行 監査役 平成25年9月 当社 取締役（コンプライアンス担当）（現任）	-
7	いなば たかし *稲葉 隆 (昭和35年12月18日生)	昭和54年3月 当社 入社 平成24年9月 当社 執行役員（エクステリアセンター事業部、ペットセンター事業部、ガーデンセンター事業部兼業務提携担当）（現任）	300株
8	ひらやま いくお *平山 育夫 (昭和40年2月6日生)	昭和62年3月 当社 入社 平成24年9月 当社 執行役員（商品部長兼商品開発室長）（現任）	1,000株
9	せんだ たけし 千田 剛司 (昭和32年3月12日生)	昭和55年4月 株式会社日本興業銀行（現㈱みずほ銀行）入行 平成17年4月 みずほインターナショナル（ロンドン）社長 平成22年5月 みずほ証券プリンシパルインベストメント株式会社 社長 平成24年6月 丸の内キャピタル株式会社 代表取締役社長（現任） 平成24年9月 当社 社外取締役（現任）	-
10	たまがわ よういち 玉川 洋一 (昭和39年3月28日生)	昭和63年4月 三菱商事株式会社入社 平成22年7月 同社 総括マネージャー 平成24年7月 丸の内キャピタル株式会社 執行役員（現任） 平成24年7月 株式会社成城石井 社外取締役 平成25年6月 株式会社タカラトミー 社外取締役 平成25年9月 当社 社外取締役（現任）	-

- (注) 1. 略歴中に記載されている㈱ジョイフル本田は、平成23年6月に当社と合併し、消滅した会社であります。
2. 各取締役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
3. 千田剛司氏、玉川洋一氏は、社外取締役候補者であります。

4. 社外取締役候補者の選任理由

千田剛司氏につきましては、これまでの金融分野での豊富な経験と幅広い見識をもとに当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。

玉川洋一氏につきましては、これまでの総合商社での豊富な経験により、当社の業績向上に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。

5. 千田剛司氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年、玉川洋一氏は2年となります。

6. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役千田剛司氏、玉川洋一氏との間に、損害賠償責任を限定する契約の締結を予定しており、この場合、当該契約に基づく責任の限度額は、3百万円と法令が規定する額のいずれか高い額となります。

7. 千田剛司氏、玉川洋一氏の選任が承認された場合、両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。

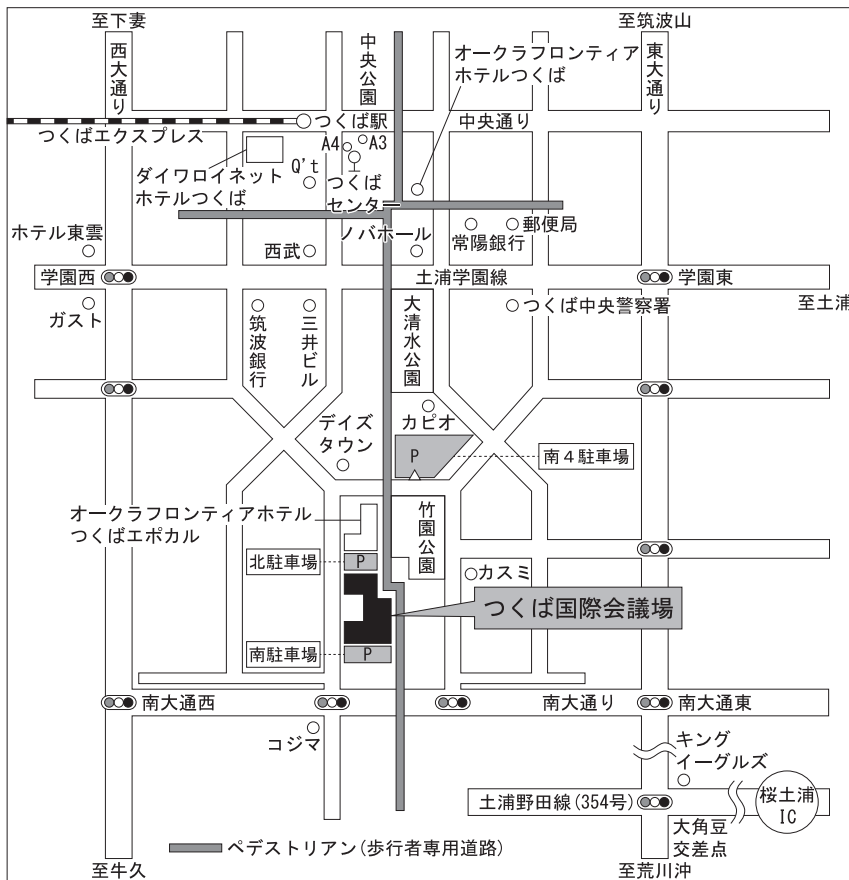
8. *の候補者は、新任候補者であります。

以 上

〈メモ欄〉

株主総会会場ご案内図

- 会場 茨城県つくば市竹園二丁目20番地3
 つくば国際会議場 中ホール300 電話029-861-0001



■ 交通のご案内

- ・つくばエクスプレスご利用の場合
 「つくば駅」下車。A3、A4出口より徒歩約12分。
- ・JR常磐線ご利用の場合
 土浦駅またはひたち野うしく駅より「つくばセンター」行バス。(所要時間約25分)
 「つくばセンター」下車。徒歩約12分。
- ・東京駅より高速バスご利用の場合
 東京駅八重洲南口→つくばセンター(所要時間約60分)
 「つくばセンター」下車。徒歩約12分。
- ・お車で常磐高速道路ご利用の場合
 桜土浦ICを学園都市方面へ→大角豆交差点を右折→南大通東を左折→2つ目の信号を右折